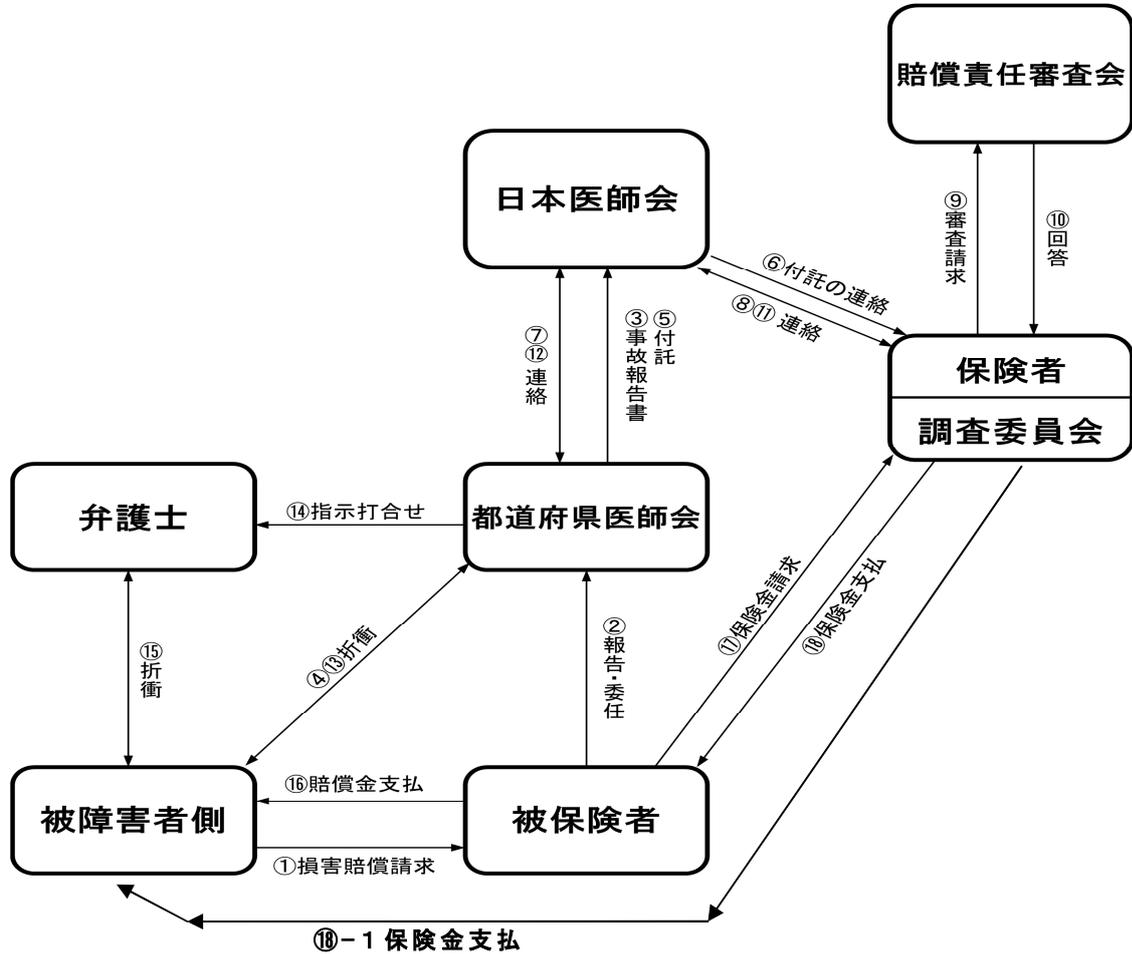


# 「日医医賠責保険制度」

## 1. 日本医師会における医事紛争の流れ



### フローチャートの説明

#### (1) 損害賠償の請求があれば都道府県医師会へ

被保険者は、被障害者側より損害賠償の請求を受けたときは、各都道府県医師会の定める紛争処理手続に従って、その旨を都道府県医師会に報告し、紛争処理を委任する。(チャート①～②)

#### (2) その後の処理の流れ

##### ア、都道府県医師会は事故報告書を日本医師会へ

都道府県医師会は、受理した紛争のうちで、損害賠償請求額が 100 万円をこえるもの（こえると予想されるものを含む）について、ただちに、日本医師会へ事故報告を行う。(チャート③)

##### イ、日本医師会への付託

都道府県医師会が、この保険の紛争処理手続に委ねることとしたときは、所定の

書類を添えて、日本医師会へ付託することとなる。(チャート⑤)

日本医師会は、付託を受理すると、保険会社へ連絡するとともに、調査委員会へ調査を依頼する。(チャート⑥⑧)

#### ウ、調査委員会の調査を経て審査会へ

保険会社は、調査委員会において、日本医師会と緊密な連絡をとりつつ、調査を行った上、賠償責任審査会へ審査請求する。(チャート⑧⑨)

#### エ、審査会の審査とそれに基づく処理

審査会は、賠償責任の有無や賠償責任額等について公正な審査を行う。

調査委員会において、審査会の回答内容に沿った折衝方針の決定等を行い、日本医師会は、その内容を都道府県医師会へ連絡し、協力を要請する。(チャート⑩⑪⑫)

### (3) 最終解決

ア、都道府県医師会が、日本医師会から連絡のあった調査委員会の通知の内容に沿って最終解決をするに当たっては、会員の立場を尊重し、解決案について、先ず会員の同意を得て折衝し、解決をはかる。(チャート⑬⑭⑮⑯)

イ、都道府県医師会は、示談の内容および争訟費用の内訳等を、日本医師会を経由して、保険会社に連絡する。

ウ、保険会社は、調査委員会において支払保険金を確定した上で、保険金を直接被害者(患者)、又は会員に支払う。(チャート⑰⑱又は⑲-1)

## 2. ADR への対応方針

(1) 従前より、日医医賠責保険制度において、医療 ADR の場で解決することには特段の反対はしていません。

(2) ただ、紛争の内容や性質に応じ ADR、調停、訴訟、あるいは示談など役割分担がなされるべきものと考えます。特に医学的な問題が重要な争点となっていたり、請求金額が余りにも高額な事案は、訴訟などの場で議論されることが、納得のいく解決につながるものと考えます。

(3) これまで千葉県の NPO 法人「医療紛争相談センター」や各都府県のいわゆる「弁護士会 ADR」での紛争解決も増えております。ただ、ADR での解決をすすめる場合は事前に照会をいただくようお願いをしております。

(4) これまで、ADR での解決をお断りした事案は、1 件程度。